

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和5年10月

1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

2 廃業業者一覧

	許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業						
1	島根県知事許可 (般 04) 第9962号	番匠俊	財間 俊行	大田市大田町大田イ298-3	許可を受ける全ての建設業	令和5年10月4日
2	島根県知事許可 (般 02) 第1742号	(株)太陽電機製作所	宮内 浩二	松江市矢田町250-100	許可を受ける全ての建設業	令和5年10月10日
3	島根県知事許可 (般 04) 第5163号	佐々木工業(有)	佐々木 達郎	浜田市宇野町904	許可を受ける全ての建設業	令和5年10月13日
4	島根県知事許可 (般 03) 第9496号	新宮採石(有)	小畑 昭治	出雲市大津町1115-5	許可を受ける全ての建設業	令和5年10月17日
一部廃業						
1	島根県知事許可 (般 02) 第1436号	大軌建設(株)	佐藤 正明	松江市比津町34-6	建、大	令和5年10月2日
2	島根県知事許可 (般 05) 第6097号	長嶺建設(株)	長嶺 近人	鹿足郡津和野町青原777-1	土	令和5年10月4日
3	島根県知事許可 (般 01) 第5845号	(有)新宮設備	新宮 明男	出雲市松寄下町1716-3	土、と	令和5年10月12日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業